○国土交通省告示第千四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号及び第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録番号　18
(二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称
日本建設インテリア事業協同組合連合会
(三) 変更後の代表者の氏名　安藤　公裕
(四) 代表者の氏名の変更年月日
平成二十二年五月三十一日
(五) 変更後の登録基幹技能者講習事務を行う事務所の所在地
東京都千代田区麹町三丁目五番地
(六) 登録基幹技能者講習事務を行う事務所の所在地の変更年月日　平成二十四年十二月一日

○防衛省告示第百八十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十月七日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年十月十四日から同月十八日までの間（予備、同月十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ) 北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ) 北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ) 北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ) 北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ) 北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十月七日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年十月二十一日から同月二十五日までの間（予備、同月二十六日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ) 北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ) 北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ) 北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ) 北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ) 北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機三機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年十月七日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年十月二十一日及び同月二十二日（予備、同月二十三日から同月二十五日までの間）並びに同月二十六日（予備、同月二十七日から同月三十日までの間）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ) 北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ) 北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ) 北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年十月七日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年十月二十一日及び同月二十二日（予備、同月二十三日から同月二十五日までの間）並びに同月二十六日（予備、同月二十七日から同月三十日までの間）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ) 北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ) 北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ) 北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ) 北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ) 北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ) 北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年十月七日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十五年十月二十一日及び同月二十二日（予備、同月二十三日から同月二十五日までの間）並びに同月二十六日（予備、同月二十七日から同月三十日までの間）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ) 北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ) 北緯二五度一三分一五秒　東経一三一度三〇分五二秒
(エ) 北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三一度五九分五二秒
(オ) 北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ) 北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。